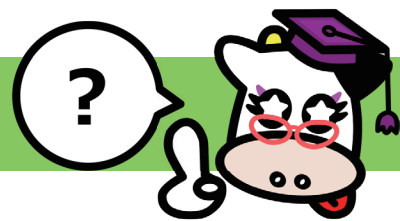


那須塩原市歴史文化基本構想【概要版】

令和2年3月 那須塩原市教育委員会

「歴史文化基本構想」ってなに？



歴史文化基本構想策定の目的

「歴史文化基本構想」とは、地域に存在する文化財を、指定・未指定に関わらず幅広く捉えて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存活用するための構想であり、自治体が文化財保護行政を進めるための基本的な構想となるものです。

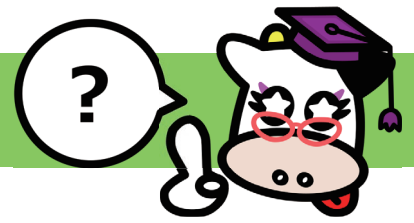
本市には、他の地域には見られない歴史・風土があり、それは市民共有の財産として守られてきました。こうした地域特有の文化財を、指定や未指定、区分にとらわれずに、地域の歴史文化の特徴を示すテーマやストーリーに基づき一体的に捉えることにより、文化財の持つ新たな価値を明らかにすることができます。

そして、文化財を将来にわたり保護するとともに、その活用によるまちづくりを進めていくための基本的な方針として「那須塩原市歴史文化基本構想」を策定しました。

期待される効果

- 市民共有の財産である地域の歴史や貴重な文化財の再確認と価値の再認識が進み、郷土への誇りと愛着につながります。
- 個々の文化財をその周辺環境と一体的に保護・活用することで、地域の魅力の向上につながり、市や文化財所有者だけではなく、社会全体として文化財を保護する機運が高まります。
- 未指定を含めた文化財を調査し、現況等を把握することで、未指定のため保護措置が図られていなかった文化財の保存につながります。

どんな文化財があるの？



那須塩原市にある指定文化財

文化財保護法では、文化財を有形文化財・無形文化財・民俗文化財・記念物・文化的景観・伝統的建造物群の6種類に定義し、これらの文化財のうち重要なものを国が指定・選定・登録し、重点的に保護しています。また、地方公共団体により、文化財保護条例で文化財を指定して保存活用することが認められています。

本市には、明治期に建てられた華族の別荘である旧青木家那須別邸（国指定重要文化財）や、樹齢1,500年といわれる逆杉（国指定記念物）をはじめ、178の指定文化財があります。



旧青木家那須別邸

■ 指定文化財の分類（文化財保護法における体系別）

区分	種別	指定	件数	
有形文化財	建造物	国指定	2	
		国登録	6	
		県指定	2	
		市指定	27	
	美術工芸品	絵画	県指定	1
			市指定	16
		彫刻	市指定	9
			古文書	市指定
		考古資料	国指定	1
			市指定	2
歴史資料	県指定	1		
	市指定	18		
民俗文化財	有形民俗文化財	市指定	5	
	無形民俗文化財	国選択	(1)	
		県指定	3	
記念物	史跡	市指定	12	
		県指定	1	
	天然記念物	市指定	37	
		国指定	1	
		市指定	26	

※国選択1件は市指定を兼ねる（R2.3.31現在）

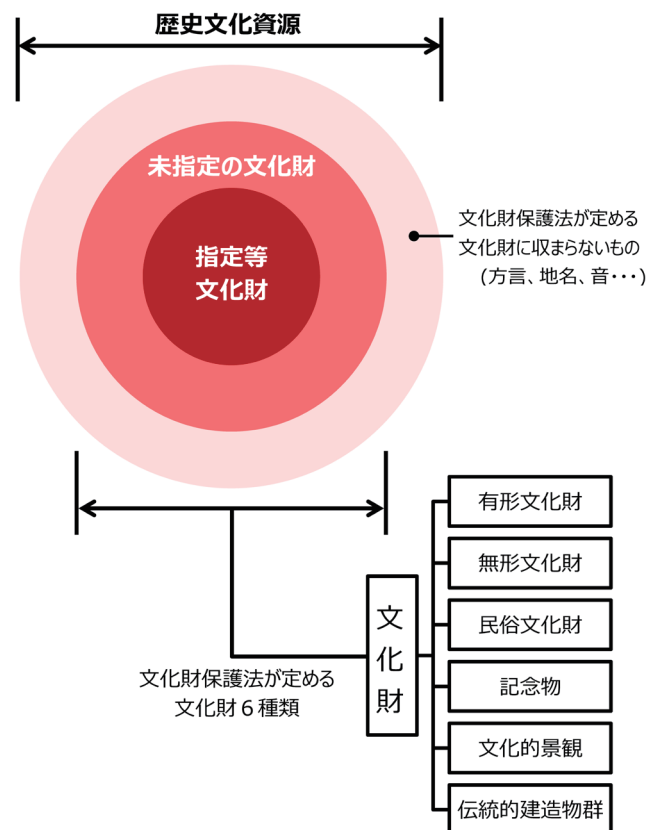
歴史文化資源の定義

那須塩原市歴史文化基本構想では、指定・未指定に関わらず、市内に存在する地域特有の文化財で、市民共通の財産として価値のあるものを「歴史文化資源」と定義します。

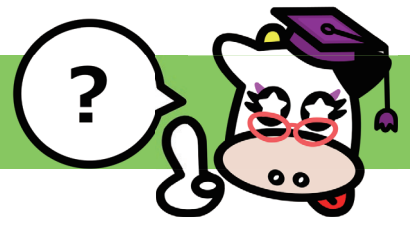
歴史文化資源には、文化財保護法に規定されている6種類の定義に収まらないものも含まれます。例えば、地域特有の方言や地名など、地域の人々の生活の中で大切にされてきたものがあり、言い換えれば、今後文化財となり得るものともいえます。



生活の中にも歴史文化資源があるのモ～！



どんな歴史の物語があるの？



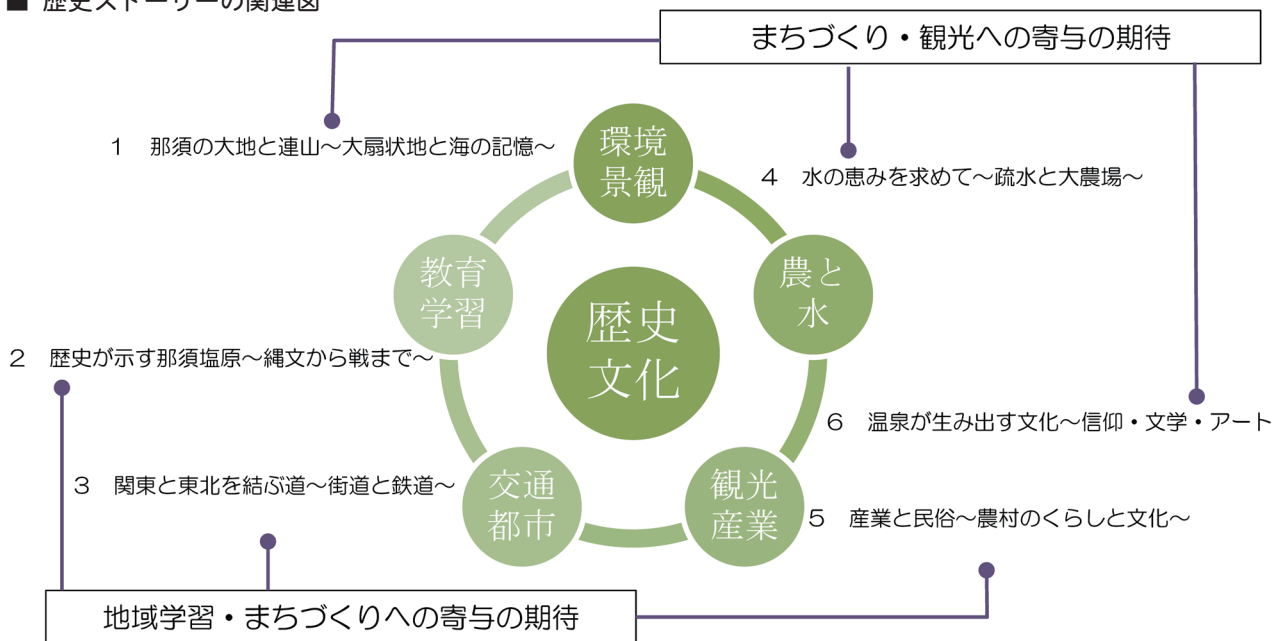
歴史ストーリーと関連文化財群

関連文化財群とは、「地域の多種多様な文化財を、その指定や未指定に関わらず、歴史文化の特徴に基づくテーマやストーリーに沿って一定のまとまりとして捉えたもの」です。複数の文化財を関連性に基づいて一体的に整理し、保存活用することにより、その魅力を高めるとともに、本市の歴史文化や文化財の価値を分かりやすく市民に伝えることを目的としています。

歴史文化資源を通じて、本市の歴史的な魅力や特色を分かりやすく伝えるため、6つの歴史ストーリー（物語）をまとめるとともに、指定文化財などを軸にサブストーリーを構成しました。

また、現在は指定していない文化財であっても、ストーリーに関連付けすることによって文化財の価値や魅力が一層見出せるものとなり、さらに、保護・継承を図りつつ観光や地域活性化などのまちづくりに生かせるものと期待されます。

■ 歴史ストーリーの関連図



那須塩原市には
色々な歴史の物語があるのモ～！



那須塩原市と大田原市、矢板市、那須町が平成30年度に認定を受けた日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」も、地域を語る歴史ストーリーです。

詳しくは日本遺産情報サイト「ココシル那須野が原」をチェック！

右のQRコードからアクセスできます



Story-1 那須の大地と連山～大扇状地と海の記憶～

那須塩原市は、那須野が原に属する南東部と下野山地に属する北西部から成ります。

那須野が原は、那珂川と箒川に挟まれ北西から南東に向かって緩やかな傾斜を持つ台地で、日本の扇状地としては最大級のものとして知られています。

そのほぼ中央には蛇尾川と熊川が流れていますが、厚い砂礫層の上を流れるため地下浸透が激しく、扇中央部では水無川となってしまいます。蛇尾川、熊川を挟んで、明治初頭まで、東西に那須東原（大輪地原）、那須西原（西ノ原）と呼ばれた原野が広がっていました。

扇状地の扇中央部から扇端部にかけては古くから湧水が点在し、縄文時代から暮らしが営まれ集落を形成していました。

一方、市域の半分を占める北西部は東日本火山帯に属し、塩原渓谷に代表される豊かな自然と、塩原・板室・三斗小屋といった豊富な温泉に恵まれています。

また、塩原動物群や塩原湖成層といった地質学上貴重な自然遺産の観察も可能です。

市内に見られる豊かな自然風土は、大地が紡いだ歴史の物語といえます。



那須野が原公園からの眺望



蛇尾川



大黒岩化石層群

Story-2 歴史が示す那須塩原～縄文から戦まで～

那須塩原市には、縄文中期の大規模集落である槻沢遺跡や井口遺跡をはじめとする数多くの遺跡が残ります。那須扇状地が生み出した湧水地近くには縄文時代の遺跡が存在しており、この地が豊かな自然の恵みを有していた証といえます。

時は流れ、鎌倉時代には那須野が原一帯で源頼朝による大規模な巻狩が行われました。那須野が原ならではの歴史絵巻です。

平安末期から室町時代にかけては、那須氏、宇都宮氏といった豪族の勢力争いの場となり、江戸時代に入ると、大田原藩領、黒羽藩領、幕府領、宇都宮藩領となりました。

また、戊辰戦争では塩原や板室、さらに三斗小屋において、旧幕府軍と新政府軍の間で激しい戦闘が行われました。

こうした歴史を物語る文化財が市内各所に残ります。



槻沢遺跡土器埋設複式炉



野沢（真木）城跡



妙雲寺（本堂）

Story-3 関東と東北を結ぶ道～街道と鉄道～

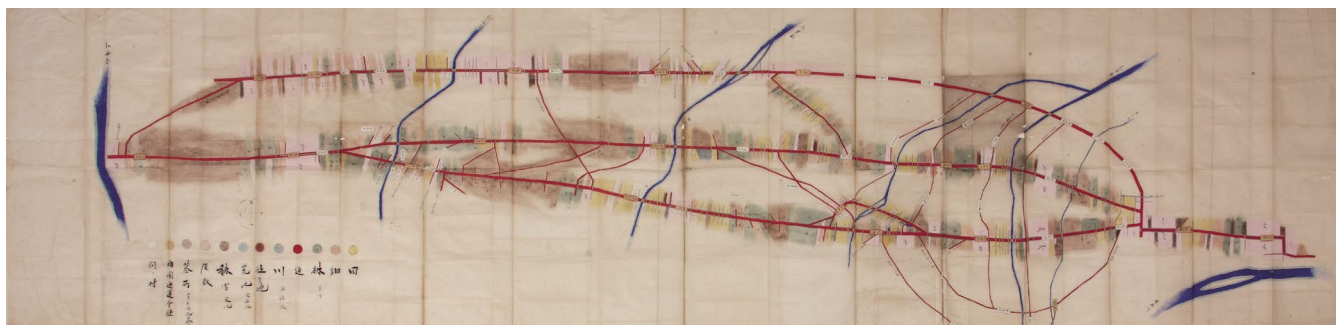
栃木県北部地区は、古来より関東と奥州を結ぶ重要な交通の拠点でした。

江戸時代には五街道の一つである奥州街道（奥州道中）が鍋掛・越堀を通り、宿場として発展していきました。また、廻米や物資輸送のための原街道が、那須野が原を横断しました。

元禄8年（1695）には、会津藩の主要な道として三斗小屋・板室本村・百村本田・高林・下横林を通る会津中街道が開削されました。さらに、会津西街道の脇道である塩原道の街道筋にあたる関谷は宿場を形成しました。

明治に入り、三島通庸により新陸羽街道と塩原新道が開削されると、開拓地は一気に交通の要衝として変貌を遂げました。明治19年（1886）には日本鉄道那須駅（現西那須野駅）・黒磯駅が開業。後に、西那須野駅を基点として塩原方面に塩原軌道、大田原方面に東野鉄道が開業し、駅を中心として市街化が進んでいきました。

これら交通の発達には、那須塩原市の経済的発展に深く関わっています。



原街道絵図

Story-4 水の恵みを求めて～疏水と大農場～

那須塩原市の歴史は、開拓の歴史と言っても過言ではありません。

北西部の山地を除く大部分は那須扇状地の扇頂部と扇中部に位置し、水利の乏しい痩せた土地で、茫漠たる原野が明治初頭まで取り残されていました。

明治に入り、原野を開拓するための大規模農場が次々と生まれました。その中で特に目を引くのが華族による経営で、これら華族農場の存在が国道や鉄道、そして、那須疏水の開削というインフラ整備にも多大な影響を及ぼしました。

那須疏水は、明治18年（1885）9月に本幹水路16.3kmが竣工、続いて4本の分水路が開削され、開拓地を潤しました。戦後、電動ポンプの普及による畑の水田化が進み、水田面積は飛躍的に増加しました。また、戦後の開拓団の那須野が原への入植が、現在の酪農産業の隆盛へとつながっていきました。



那須疏水（西隧道）



那須疏水にかかる復元水車



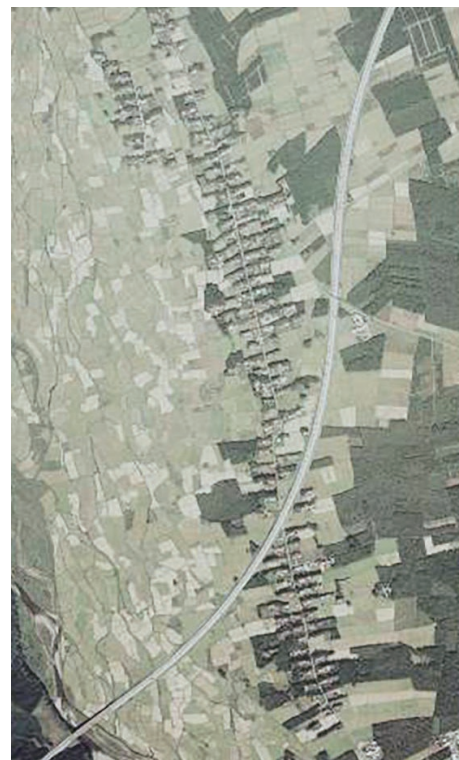
大山記念館洋館

Story-5 産業と民俗～農村のくらしと文化～

那須塩原市の市域の約半分は、那須扇状地の扇頂部から扇中部に当たり、大部分は田畑に適さないやせた土地でした。そのため、開拓地の現金収入の手段として黒磯地区・狩野地区では葉タバコ栽培が、西那須野地区では養蚕が盛んに行われました。

那須岳や高原山から吹き降ろされる冬季独特の強風から家屋を守るため、屋敷林や土塁などが設けられました。「ヤウラ」と呼ばれる防風林を備えた家並みが街道沿いに並ぶ列状集落は、この地ならではの特徴的な景観といえます。

そして、古くから集落を形成していた高林地区には農耕儀礼として発展した獅子舞や念仏舞が、また、塩原地区には大田原藩とゆかりがある城鍬舞などの特徴ある民俗芸能が伝承されています。いずれの民俗芸能も、その地域の歴史と文化に根付いた貴重な遺産として保存していく必要があります。



大貫地区の列状集落



今も残る屋敷林



木綿畑新田の太々神楽

Story-6 温泉が生み出す文化～信仰・文学・アート～

那須塩原市の特徴の一つとして、塩原・板室・三斗小屋の温泉群と山岳信仰の歴史があります。

塩原温泉は近世初頭より湯治場として栄え、明治に入り交通の便が良くなると、皇族をはじめとする名士や文化人がこぞって訪れ、独特の文化的発展を遂げました。

同じく湯治場であった板室温泉は、元禄8年（1695）の会津中街道開削により宿場町として栄えました。また、三斗小屋温泉も白湯山信仰と相まって賑わいを見せました。

白湯山信仰、黒滝山信仰、嶽山信仰として山岳部に見られる修験道の影響は、明治に至るまで隆盛を見せましたが、近年衰退し、今は名残をとどめるのみです。

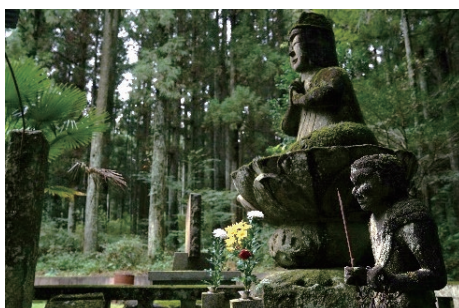
これら山間部において培われた歴史や文化は、平野部の歴史とは異なる那須塩原市のもう一つの側面であり、本市の歴史文化の多様性と魅力を物語るものです。



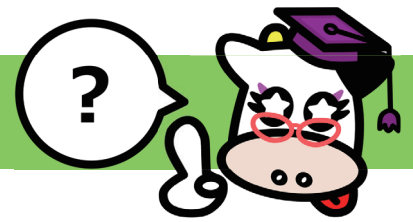
塩原温泉郷



三斗小屋温泉神社



黒瀧山大日尊



基本理念

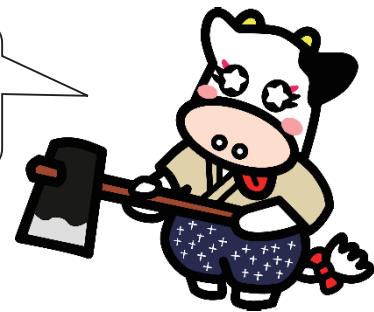
歴史をつなぎ 未来を拓き 新しいまちのストーリーをみんなで作ろう

【基本理念に込められた思い】

那須野ヶ原の不毛な原野にあって、先人たちは過酷な自然環境と闘いながら、今日の暮らしを支える緑豊かな那須野が原を作り上げました。その物語を伝える歴史文化資源が、今もわたしたちの周りに残されています。

こうした歴史文化資源の保存と継承を通じて、先人の不屈の開拓精神を受け継ぐとともに、多様な主体により歴史文化資源を活用することによって、新しいまちづくりのストーリーを紡いでいきます。

これからの未来も
新しい歴史のストーリーなのモ～！



保存活用方針

1. 歴史文化資源の継続的な調査・研究

地域に眠る歴史文化資源は多種多様にあることから、継続的な調査を進め歴史文化資源の把握に努めます。指定文化財については、引き続き所有者・管理者へのきめ細かい支援を行います。また、歴史文化資源の調査・研究の拠点として、博物館の充実を図ります。

2. 歴史文化資源の価値の共有

歴史文化資源の価値を、的確な媒体を活用し分かりやすく伝えるとともに、本構想で定めた歴史ストーリーと関連文化財群を活用することで、本市の魅力を一体的に伝え、観光振興につなげるとともに、歴史文化資源の周辺環境の整備を図ります。

3. 多様な主体が関わる推進体制の構築

歴史文化資源を次代に受け継いでいくために、文化財の所有者、文化財保存団体、観光関係者、自治会、コミュニティ、NPOなどが有機的に関わる持続的な推進体制を構築します。

4. 学校教育との連携

歴史ストーリーや関連文化財群を活用し、児童生徒に向けて歴史文化資源を分かりやすく伝えることで、人材を育成するとともに、魅力を伝えることのできる指導者の養成を図ります。

5. 生涯学習との連携

地域と学校の連携を基盤とした「地域学校協働本部」において、地域特有の歴史文化資源の保存活用に向けた検討を行います。また、社会教育施設では、保存活用に関する学習機会の充実を図ります。

今後の取組

1. 事業化に向けての方針

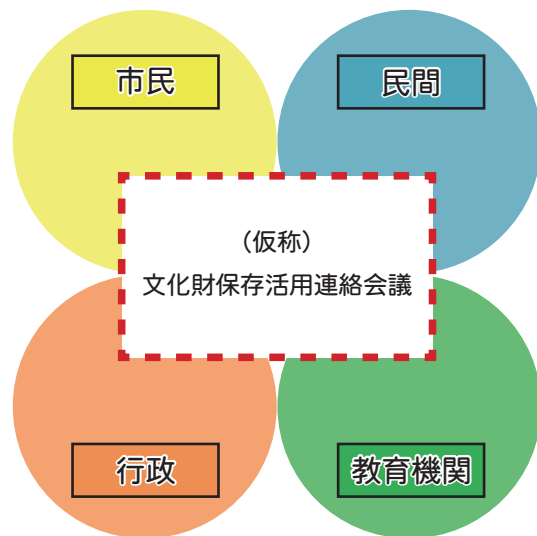
この構想は、長期的な歴史文化資源の保存活用方針を示したものであり、方針を実現するための具体的な事業化に向けては、多様な主体が関わる推進体制を構築するとともに、関係部局と連携していくことが重要となります。そのため、具体的な取組内容について検討するとともに、本市の総合計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略などと連動させ、事業化を図っていきます。

2. 保存活用のための体制整備の方針

本市の歴史文化資源は多種多様であり、地域に住む人々の生活に結び付いているものも多く、歴史文化資源との関わりを持つことで、地域の一体感や郷土愛の醸成につながるものと期待されます。

また、人口減少・少子高齢化社会の中では、歴史文化資源をこれまでと同じ体制で保護していくことは難しく、これからは地域の財産として、社会全体で守っていくことも重要です。

今後保存活用を推進するためには、各分野の団体の役割やそれぞれの活動を連携させながら取り組んでいくことに加え、様々な主体が参画できる場づくりをする必要があることから、意見交換の場として「(仮称)文化財保存活用連絡会議」の設置を検討します。



3. 文化財保存活用地域計画の策定

現在、本市では平成29年度(2017)から令和8年度(2026)までの10年間を計画期間とした「第2次那須塩原市総合計画」に基づいたまちづくりが進められています。

第2次総合計画の前期基本計画が令和3年度(2021)までのため、第2次総合計画後期基本計画の初年度となる令和4年度に合わせ、この構想にて定めた文化財保存活用に関する基本的な方針を踏まえた「文化財保存活用地域計画」を策定します。

那須塩原市歴史文化基本構想 (令和2年3月発行)

編集発行 那須塩原市教育委員会事務局 教育部生涯学習課

〒329-2792 栃木県那須塩原市あたご町2-3

電話：0289-37-5419 / Fax：0287-37-5479 / E-mail：shougai@city.nasushiobara.lg.jp

歴史文化基本構想をもっと知りたい！

この構想について、詳しくは市のホームページに掲載しています。右のQRコードを読み込んでアクセスしてください。

